

相続税の申告書

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 20 年 12 月 31 日

フリガナは、必ず記入してください。

税務署
受付印

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
フリガナ		(被相続人) テルヤ ヒロナオ		テルヤ ハナコ	
氏名		照屋 寛直		照屋 花子 印	
生年月日		昭和 40 年 11 月 23 日(年齢 43 歳)		昭和 48 年 1 月 1 日(年齢 35 歳)	
住所 (電話番号)		神奈川県横浜市青葉区奈良1-6-4 グリーンリーフ107		〒 227-0038 神奈川県横浜市青葉区奈良1-6-4 グリーンリーフ107 (045 - 532 - 4825)	
被相続人との続柄	職業		税理士	妻	無職
取得原因		該当する取得原因を で囲みます。		相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表)	1	1 0 5 1 8 0 0 0 0 0	円	9 7 5 0 0 0 0 0 0
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1)	2			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3)	3	2 5 5 3 7 2 5		2 5 5 3 7 2 5
	純資産価額(+/-) (赤字のときは0)	4	1 0 2 6 2 6 2 7 5		9 4 9 4 6 2 7 5
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1)	5	5 0 0 0 0 0 0 0		5 0 0 0 0 0 0 0
	課税価格(+/-) (1,000円未満切捨て)	6	1 0 7 6 2 6 0 0 0 0	← A	9 9 9 4 6 0 0 0 0
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		2 (人)	↓	B
	相続税の総額	7	4 6 4 3 9 0 0	円	左の欄には、第2表の 欄の口の人数及びハの金額を記入します。
	一般の場合	8	1 . 0 0		0 . 9 2 8 6 4 2
	算出税額(人の)	9	4 6 4 3 9 0 0	円	4 3 1 2 5 2 1
	左の欄には、第2表の 欄の金額を記入します。				
各人の納付・還付税額の計算	相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 (第3表)	10			相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、 欄の記入を行わず、この欄に第3表の 欄の税額を記入します。
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1)	11		円	
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2)	12	5 2 0 0 0 0		5 2 0 0 0 0
	配偶者の税額軽減額 (第5表ハ又はヘ)	13	3 7 9 2 5 2 1		3 7 9 2 5 2 1
	未成年者控除額 (第6表1、又は)	14			
	障害者控除額 (第6表2、又は)	15			
	相次相続控除額 (第7表 又は)	16			
	外国税額控除額 (第8表1)	17			
	計	18	4 3 1 2 5 2 1		4 3 1 2 5 2 1
	差引(又は+)又は(赤字のときは0)	19	3 3 1 3 7 9		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表)	20		0 0	
小計(-) (黒字のときは100円未満切捨て)	21	3 3 1 3 0 0			
納税猶予税額 (第8表2)	22		0 0		
申告納税額	23	3 3 1 3 0 0			
申告期限までに納付すべき税額	23				
(21-22) 還付される税額	24				

第1表 (平成十六年分以降用)

(注) 21欄の金額が赤字となる場合は、21欄の左端に を付してください。なお、この場合で、21欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表)があるときの24欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の申告書（続）

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
氏名		テルヤ タロウ			
氏名		照屋 太郎 印		印	
生年月日		昭和 61 年 1 月 8 日 (年齢 22 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)		〒 227-0038 神奈川県横浜市青葉区奈良1-6-4 グリーンリーフ107 (045 - 532 - 4825)		〒 (- -)	
被相続人との続柄	職業	長男	学生		
取得原因		(相統) 遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表)	1	7 6 8 0 0 0 0 0	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1)	2			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3)	3			
	純資産価額(+-) (赤字のときは0)	4	7 6 8 0 0 0 0 0		
	純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1)	5			
	課税価格(+) (1,000円未満切捨て)	6	7 6 8 0 0 0 0 0		0 0 0
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額		/		
	相続税の総額		/		
	一般の場合	あん分割合 (各人のA)	8	0 . 0 7 1 3 5 8	
		算出税額 (各人の)	9	3 3 1 3 7 9	円
	相続特別措置法 第70条の6第2 項の規定の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表)	10	相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、 欄の記入を行わず、この欄に第3表の 欄の税額を記入します。	
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1)	算出税額	11		円	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与 税額控除額 (第4表2)	12			
	配偶者の税額軽減額 (第5表ハ又はヘ)	13			
	未成年者控除額 (第6表1、又は)	14			
	障害者控除額 (第6表2、又は)	15			
	相次相続控除額 (第7表又は)	16			
	外国税額控除額 (第8表1)	17			
	計	18			
	差引(+)又は税額 (赤字のときは0)	19	3 3 1 3 7 9		
	相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表)	20			0 0
	小計(-) (黒字のときは100円未満切捨て)	21	3 3 1 3 0 0		
納税猶予税額 (第8表2)	22			0 0	
申告期限までに 納付すべき税額	23	3 3 1 3 0 0		0 0	
(21-22) 還付される税額	24				

第1表(続) (平成十六年分以降用)

(注) 21欄の金額が赤字となる場合は、21欄の左端に「-」を付してください。なお、この場合で、21欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表)があるときの24欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

相続税の総額の計算書

被相続人

照屋 寛直

第2表 (平成十八年分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表のホ欄及びヘ欄並びに 欄から 欄までは記入する必要がありません。

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額	
イ (第1表 A)	107,626,000 円	5,000 万円 + (1,000 万円 × $\frac{A \text{ の法定相続人の数}}{\square \text{ 2 人}}$) =	7,000 万円	ニ (イ - ハ)	37,626,000 円
ホ (第3表 A)		ロの人数及びハの金額を第1表Bへ移記します。		ヘ (ホ - ハ)	

法定相続人 (注)1参照)		左の法定 相続人に 応じた 法定相続分	第1表の「相続税の総額」の計算		第3表の「相続税の総額」の計算	
氏名	被相続 人との 続柄		法定相続分 に 応ずる取得金額 (ニ × 5) (1,000円未満切捨て)	相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	法定相続分 に 応ずる取得金額 (ヘ × 5) (1,000円未満切捨て)	相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
照屋 花子	妻	1/2	18,813,000 円	2,321,950 円		
照屋 太郎	長男	1/2	18,813,000 円	2,321,950 円		
法定相続人の数	A 2 人	合計 1	相続税の総額 (の合計額) (100円未満切捨て)	4,643,900	相続税の総額 (の合計額) (100円未満切捨て)	

(注) 1 欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 欄の金額を第1表 欄へ移記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、 欄の金額を第1表 欄へ移記するとともに、 欄の金額を第3表 欄へ移記します。

相続税の速算表

法定相続分 に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	- 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

欄の金額 × 税率 - 控除額 = 欄の税額 欄の金額 × 税率 - 控除額 = 欄の税額
例えば、欄の金額30,000千円に対する税額(欄)は、30,000千円 × 15% - 500千円 = 4,000千円です。

連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

この表を修正申告書の第2表として使用するときは、イ欄には修正申告書第1表のロ欄の6Aの金額を記入し、ホ欄には修正申告書第3表の1のロ欄の6Aの金額を記入します。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 照屋 寛直

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表のAの金額) [配偶者の法定相続分] $107,626,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 53,813,000 \text{ 円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			イ 160,000,000 円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	分割財産の価額 (第11表の配偶者の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の金額)	(- +) の金額 (の金額より小さいときは の金額) (1,000円未満切捨て)
		債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の金額)	未分割財産の価額 (第11表の配偶者の金額)		
	97,500,000 円	2,553,725 円		2,553,725 円	5,000,000 円
相続税の総額 (第1表の金額)	イの金額と の金額とのうちいずれか少ない方の金額	課税価格の合計額 (第1表のAの金額)		配偶者の税額軽減の基となる金額 (× ÷)	
4,643,900 円	99,946,000 円	107,626,000 円		4,312,519 円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の 又は の金額) (第1表の配偶者の の金額) (4,312,521 円 - 520,000 円)			ロ	3,792,521 円
配偶者の税額軽減額	(の金額とロの金額とのうちいずれか少ない方の金額)			ハ	3,792,521 円

(注) ハの金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に移記します。

2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表のAの金額) [配偶者の法定相続分] $\text{円} \times \text{ } = \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			ニ 円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	分割財産の価額 (第11表の配偶者の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の金額)	(- +) の金額 (の金額より小さいときは の金額) (1,000円未満切捨て)
		債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の金額)	未分割財産の価額 (第11表の配偶者の金額)		
	円	円	円	円	円
相続税の総額 (第3表の金額)	ニの金額と の金額とのうちいずれか少ない方の金額	課税価格の合計額 (第3表のAの金額)		配偶者の税額軽減の基となる金額 (× ÷)	
	円	円		円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の の金額) (第1表の配偶者の の金額) (円 - 円)			ホ	円
配偶者の税額軽減額	(の金額とホの金額とのうちいずれか少ない方の金額)			ヘ	円

(注) ヘの金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に移記します。

相続税法第19条の2第5項(隠い又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表のAの金額)、
、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表のAの金額)、
及び の各欄は、第5表の付表で計算した金額を移記します。

生命保険金などの明細書

被相続人

照屋 寛直

第9表
(平成十六年分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都港区赤坂1-1-1	生命保険	21・1・31	30,000,000 ^円	照屋 花子
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表のAの法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="2人"/> により計算した金額を右のAに記入します。)		A ^円 10,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	受け取った 保険金など の金額	非課税金額 $A \times \frac{\text{各人の1}}{B}$	課税金額 (-)
照屋 花子	30,000,000 ^円	10,000,000 ^円	20,000,000 ^円
合計	^B 30,000,000	10,000,000	20,000,000

- (注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の欄の金額がそのまま欄の非課税金額となりますので、欄の課税金額は0となります。
 2 欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

退職手当金などの明細書

被相続人

照屋 寛直

第10表 (平成十一年分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人や他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
東京都港区赤坂10-10	株式会社	21・3・31	死亡退職金	10,000,000 ^円	照屋 花子
		. .			
		. .			
		. .			
		. .			

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	{ 第2表のAの 法定相続人の数 } (500万円 × 2人)により計算した金額を右のAに記入します。	A	円 10,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	受け取った 退職手当 などの金額	非課税金額 $A \times \frac{\text{各人の} 1}{B}$	課税金額 (-)
照屋 花子	10,000,000 ^円	10,000,000 ^円	0 ^円
合 計	B 10,000,000	10,000,000	0

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の 欄の金額がそのまま 欄の非課税金額となりますので、 欄の課税金額は0となります。
 2 欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

照屋 寛直

第11表 (平成十六年分以降用)

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分		1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
		分割の日		.	.	.
財 産 の 明 細						
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量	単 価	価 額
				固定資産 税額 評 価	倍 数	
土地	宅地	自用地	横浜市青葉区奈良1-6-4	200 m ²	100,000	円
	(小計)			(11・11の2表の 付表2のとおり)		4,000,000
((計))						(4,000,000)
家屋	家屋	自家用屋	横浜市青葉区奈良1-6-4 (家屋番号1-6-4)	250 m ²		
	(小計)			5,000,000		
((計))						(())
有価証券	その他の株式	全日本空輸株式会社	野村證券	100,000 株	300	
	(小計)					30,000,000
((計))						(30,000,000)
現金、 預貯金等	現金					
	(小計)					10,000,000
((計))						(())
現金、 預貯金等	預貯金	普通預金	三菱東京UFJ銀行 横浜支店			
	(小計)					4,500,000
((計))						(())
現金、 預貯金等	預貯金	普通預金	三井住友銀行 横浜支店			
	(小計)					7,500,000
((計))						(())
現金、 預貯金等	預貯金	定期預金	三菱東京UFJ銀行 横浜支店			
	(小計)					9,000,000
((計))						(())
現金、 預貯金等	預貯金	普通預金	みずほ銀行 横浜支店			
	(小計)					12,000,000
((計))						(())
その他の 財産	生命保険金等					
	(小計)					20,000,000
((計))						(20,000,000)
その他の 財産	その他	自動車	横浜市青葉区奈良1-6-4	1 台		
	(小計)					180,000
((計))						(())
その他の 財産	その他	書画・骨とう	横浜市青葉区奈良1-6-4	1 点		
	(小計)					8,000,000
((計))						(8,180,000)
((計))						(())
合 計 表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)		照屋 花子	照屋 太郎	
	分割財産の価額	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額					
	各人の取得財産の 価額 (+)	105,180,000	97,500,000	7,680,000		

(注) 1 「合計表」の各人の3欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額1」欄に移記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の1から28までの該当欄に移記します。

相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

小規模宅地等又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人 照屋 寛直

第11・11の2表の付表1 (平成二十一年一月～三月分用)

この表及び第11・11の2表の付表2から付表5までについては、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する「小規模宅地等の特例」又は同法第69条の5第1項に規定する「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私(私たち)は、下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等又は同法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が、同法第69条の4第1項又は同法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名

照屋 花子

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の「1 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」のとおり。
- (3) 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」のとおり。

3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は特定(受贈)同族会社株式等である特定事業用資産と特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	限度面積	特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積)	特例適用残面積 (-)
		400㎡	333.33333333 ㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額等の計算

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 10億円を超える場合は10億円となります。	特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額 (x—)	のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の「3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	特例適用残価額 (-)
円	円	円	円

- (注) 1 欄が0となる場合には、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、欄には欄の金額を移記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 (x—)又は(x—)	のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

- (注) 1 欄が0となる場合又は欄が0となる場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、欄に特例適用残面積が生じたときの欄は、「(x—)」により計算します。
- 3 特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、欄に特例適用残価額が生じたときの欄は、「(x—)」により計算します。

この表における租税特別措置法は、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法のことをいいます。

の項目は記入する必要がありません。

税務署
整理欄
年 分

名 簿
番 号

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

照屋 寛直

第11・11の2表の付表2 (平成二十年分以降用)

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

宅地等の番号	所在地番	面積	宅地等の価額	特例の適用を受ける取得者の氏名	のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	課税価格の計算に当たって減額される金額	宅地等について課税価格に算入する価額 (-)
1	横浜市青葉区奈良1-6-4	200 m ²	20,000,000 円	照屋 花子	200 m ²	16,000,000 円	4,000,000 円

(注) 1 「課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2 欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「」のうち特例の対象として選択した宅地等の面積欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の の面積の合計〕」、「〔下記3の の面積の合計〕」、「〔下記3の の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記3の の面積の合計〕 + 〔下記3の の面積の合計〕 + 〔下記3の の面積の合計〕 = 〔合計〕

$$\boxed{} \text{ m}^2 + \boxed{200} \text{ m}^2 \times \frac{5}{3} + \boxed{} \text{ m}^2 \times 2 = \boxed{333.3333333} \text{ m}^2 < 400 \text{ m}^2$$

3 「課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限り)についての「」課税価格の計算に当たって減額される金額は、次により計算します。

↓ (上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	特例の適用を受ける取得者の氏名	その宅地等における相続開始の直前の事業	小規模宅地等の面積	小規模宅地等の価額 { x - }	割合	小規模宅地等について減額される金額 (x)
被事業 相業 続用 人宅 等 地 の 等	特定事業用宅地等				m ²	円	80	円
	特定同族会社事業用宅地等						100	
	上記以外						50	
被居住 相続 用 人 宅 等 地 の 等	特定居住用宅地等	1	照屋 花子		200	20,000,000	80	16,000,000
							100	
	上記以外						50	

(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。
2 欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

の項目は記入する必要がありません

税務署
整理欄
年 分
名 簿
番 号

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

照屋 寛直

第13表
(平成十六年分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
借入金		三菱東京UJF銀行 支店	神奈川県横浜市 区 町 1-1-1	・ ・ ・ ・	1,000,000 ^円	照屋 花子	1,000,000 ^円
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
				・ ・ ・ ・			
合計					1,000,000		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
寺	横浜市青葉区奈良1-1-1	21・1・10	500,000 ^円	照屋 花子	500,000 ^円
セレモニー	横浜市青葉区奈良5-5-5	21・1・20	1,000,000	照屋 花子	1,000,000
スーパー	横浜市青葉区奈良10-10-10	21・1・5	53,725	照屋 花子	53,725
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合計			1,553,725		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	照屋 花子			
債務	負担することが確定した債務	1,000,000 ^円	1,000,000 ^円			
	負担することが確定していない債務					
	計 (+)	1,000,000	1,000,000			
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	1,553,725	1,553,725			
	負担することが確定していない葬式費用					
	計 (+)	1,553,725	1,553,725			
合計 (+)		2,553,725	2,553,725			

(注) 1 各人の7欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額3」欄に移記します。
2 3、6及び7欄の金額を第15表の33、34及び35欄にそれぞれ移記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 照屋 寛直

第14表 (平成二十年十二月～二十一年三月分用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					の価額のうち特定贈与財産の価額	相続税の課税価格に加算される価額 (-)
			種類	細目	所在場所等	数量	価額		
1	照屋 花子	18・4・1	現金		横浜市青葉区奈良1-6-4		円 5,000,000	円 5,000,000	円 5,000,000
2	・	・							
3	・	・							
4	・	・							
贈与を受けた人ごとの欄の合計額		氏名	(各人の合計)	照屋 花子					
		金額	円 5,000,000	円 5,000,000					円

〔 上記「 」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。 〕

(受贈配偶者) (受贈財産の番号)

私 [] は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 [] の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) 欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」欄及び第15表の37欄にそれぞれ移記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含む。)をいたしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をいたしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
- 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をいたしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附[支出]年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
・					円		
・							
合計							

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

の項目は記入する必要がありません

税務署
整理欄
年分
名簿
番号

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

第15表（平成十六年分以降用）

種類		細目	番号	各人の合計								被相続人	照屋 寛直		
												(氏名)	照屋 花子		
整理番号				被相続人											
土地（土地の上に存する権利を含みます。）		田	1												
		畑	2												
		宅地	3				4	0	0	0	0	0	0		
		山林	4												
		その他の土地	5												
		計	6				4	0	0	0	0	0	0		
		6のうち 特別 農地等	通常価額	7											
		農業投資価格 による価額	8												
	家屋、構築物		9												
事業（農業） 用財産	機械、器具、農具、 その他の減価償却資産		10												
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等		11												
	売掛金		12												
	その他の財産		13												
	計		14												
有価 証券	特定同族 会社の株式 及び出資	15 配当還元方式 によつたもの	15												
		16 その他の方式 によつたもの	16												
	15及び16以外の株式及び出資		17				3	0	0	0	0	0	0		
	公債及び社債		18												
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券		19												
	計		20				3	0	0	0	0	0			
	現金、預貯金等		21				4	3	0	0	0	0	0		
	家庭用財産		22												
その 他の 財産	生命保険金等		23				2	0	0	0	0	0	0		
	退職手当金等		24												
	立木		25												
	その他		26				8	1	8	0	0	0	0		
	計		27				2	8	1	8	0	0	0		
	合 計 (6 + 9 + 14 + 20 + 21 + 22 + 27)		28				1	0	5	1	8	0	0		
	相続時精算課税適用財産の価額		29												
	不動産等の価額 (6 + 9 + 10 + 15 + 16 + 25)		30				4	0	0	0	0	0			
	農業投資価格による合計 (28 - 7 + 8)		31												
	農業投資価格による不動産等の価額 (30 - 7 + 8)		32												
債 務 等	債 務		33				1	0	0	0	0	0			
	葬式費用		34				1	5	5	3	7	2	5		
	合 計 (33 + 34)		35				2	5	5	3	7	2	5		
	差引純資産価額 (28 + 29 - 35) (赤字のときは 0)		36				1	0	2	6	2	6	2	7	5
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		37				5	0	0	0	0	0	0		
	課税価格 (36 + 37) (1,000円未満切捨て)		38				1	0	7	6	2	6	0	0	

相続財産の種類別価額表(続)(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

第15表(続) (平成十六年分以降用)

種類		細目	番号	(氏名) 照屋 太郎	被相続人 照屋 寛直
		整理番号			
土地(土地の上に存する権利を含みます。)		田	1		
		畑	2		
		宅地	3		
		山林	4		
		その他の土地	5		
		計	6		
		6のうち特別 農地等	通常価額	7	
		農業投資価格 による価額	8		
		家屋、構築物	9		
事業(農業)用財産		機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	10		
		商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	11		
		売掛金	12		
		その他の財産	13		
		計	14		
有価証券		特定同族会社株式 及び出資	15		
		配当還元方式 によつたもの その他の方式 によつたもの	16		
		15及び16以外の株式及び出資	17		
		公債及び社債	18		
		証券投資信託、貸付信託 の受益証券	19		
		計	20		
		現金、預貯金等	21	7500000	
		家庭用財産	22		
その他の財産		生命保険金等	23		
		退職手当金等	24		
		立木	25		
		その他	26	180000	
		計	27	180000	
		合計(6+9+14+20+21+22+27)	28	7680000	
		相続時精算課税適用財産の価額	29		
		不動産等の価額 (6+9+10+15+16+25)	30		
		農業投資価格による合計 (28-7+8)	31		
		農業投資価格による不動産等の価額 (30-7+8)	32		
債務等		債務	33		
		葬式費用	34		
		合計(33+34)	35		
		差引純資産価額(28+29-35) (赤字のときは0)	36	7680000	
		純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	37		
		課税価格(36+37) (1,000円未満切捨て)	38	7680000	000